

## まえがき

ブラジルは、1980年代半ばに政治民主化を実現し、ほぼ10年を迎える。この間、同国では国民の政治参加意識が急速に高まる中で、政府の統治能力の欠如により政治不安定が進む一方、累積債務問題の深刻化と驚異的なインフレーションの昂進により国内経済が混迷し、政治、経済社会は大きな変動に見舞われた。それはブラジルにとり「失われた十年」の過程でもあった。

この政治、経済社会変動の過程は、ブラジルの「国家システム」が依然、社会全体を包摂するに至っていないことを示している。こうしたなかで、ブラジルは、国家の再編成に向けて1988年に新憲法を制定した。同憲法の下では、ブラジルの政治、経済、社会システムを規整する「国家法体制」の在り方が模索されている。

現代ブラジル法体制の問題は、開発過程における政治、経済、社会システムの安定化に有効に対処しうる「国家法体制」をいかに構築するかという点にある。就中、発展途上国ブラジルは、国家の開発を目指すなかで、「国家形成」とともに、その基礎といえる「国民経済」の形成が求められており、しかもその下で「市民社会」の安定化の同時達成を不可欠としている。しかし、ブラジル国家の現状は、従来、開発を至上命題とする軍事政権の強力な国家権力の下で、強権的な政治体制が創出される一方、国家の経済領域への過度の介入と経済権力の集中がもたらされ、国家機構は肥大化傾向を強めてきた。そこでは「市民社会」はこの国家機構に組み込まれ、その発展が極度に損なわれていた。したがって、ブラジル国家の再編成では、従来のこうした集権的「国家」の下で組織化された政治、経済システムの在り方を変更す

るとともに、「市民社会」を積極的に国家システムに取り込むことが大きな課題となっている。こうした観点から、1988年憲法は、政治領域では国家の権力の安定化に向けた民主主義システムや分権化が、経済領域では経済システムの自由化や規制緩和の方向を追求する一方、社会領域では、市民社会の自律的な発展を促すため、社会組織や集団の自治システムの強化が目指されている。

本書は、かかる意味から、ブラジル開発国家の法体制の総合的分析を目的に、開発過程における法および法制度の機能と法的諸問題を分析することを目的としている。

本書の構成は、第Ⅰ部「開発国家と法」、第Ⅱ部「経済発展と法」、第Ⅲ部「社会発展と法」からなる。この国家、経済および社会の三つの領域において、法をめぐる諸関係は基本的に異なる性格のものであるが、法システムの重層構造に焦点をあて、ブラジル開発法体制の全体像を把握しようとする本研究においては、この三つの各領域における開発過程と法ないし法制度の相互関係および問題点を考察することは有用であると考えた。

第Ⅰ部の第1章から第4章は、ブラジル「国家法」の歴史的構造の特質と現代の「開発国家」の変動する法状況、法改革の動きを明らかにしたものである。第Ⅱ部の5章から13章までは、ブラジルにおける経済活動および経済開発に密接に関係する経済・社会諸法を取り上げ、個々の法の発展過程を跡づけ、同時に開発における諸法の機能、問題点を考察している。また、最近クローズ・アップされている環境、地域統合に見られる対外経済の法的問題を探っている。第Ⅲ部の14章から19章までは、ブラジルの社会発展に関連して、特に開発過程を通じてもたらされた法的諸問題および社会体制と法の相互関係の問題および法の役割を検討している。

第1章、ダラーリ論稿「ブラジル国家、社会および法文化」は、ブラジルの国家と社会、法の発展を植民地期から現在までの歴史的背景においてとらえ、同国の法文化の伝統と特質を考察している。

第2章、矢谷論稿「ブラジル『開発国家』体制と立憲制度」は、ブラジル

の国家法体制の発展傾向を踏まえて、「開発国家」における立憲主義制度の特徴を概観し、1988年憲法の立憲体制の特色と問題を検討している。

第3章、ムリエル共同論稿「開発過程における司法制度の改革」は、1988年憲法における司法制度の諸改革を分析し、開発過程における司法権の特徴、機能および司法行政の問題を考察している。

第4章、佐藤論稿「ブラジルにおける開発と人権—主に国際人権法の観点から」は、1988年憲法における人権保障を旧憲法と比較しながらその法的位置付けを行うとともに、その実効性および問題点を人権に関わる国際諸機関の文書を通じて分析、評価している。

第5章、ヌスデオ論稿「ブラジルの経済システムと経済法」は、ブラジルの経済システムの発展と特徴を、同国の経済発展における国家の役割の観点から論じ、経済システムを対象とする同国の経済法の研究動向とその法的位置付けを概説している。

第6章、アルビン論稿「民法とブラジルの発展」は、ブラジルにおける近時の法状況を踏まえ、民法典の法的位置付けとその発展傾向を観察している。

第7章、中川論稿「ブラジルの経済発展と企業組織法の生成・発展」は、ブラジルの経済発展における企業組織の特質を踏まえ、私企業、公企業それについて、その法律形態と発展を分析している。

第8章、グリノーヴェル論稿「ブラジル社会・経済システムにおける消費者保護法典」は、ブラジルの1990年消費者保護法典の特質を考察し、同国の経済社会発展における同法の機能を分析している。

第9章、マガノ論稿「ブラジル労働法序説」は、ブラジル労働法の発展を独立以後、現在に至るまで通観し、その基本的性格および特徴を解明している。

第10章、鈴木論稿「ブラジルにおける開発金融と民営化—その法的側面」は、ブラジル開発金融の統制と仕組みおよび民営化の問題を法律と現実の比較を通じて分析している。

第11章、シルヴェイラ、ナッシメント共同論稿「ブラジルの工業所有権に

ついて」は、ブラジル工業所有権法を取り巻く法的状況をフォローし、現行工業所有権法の法構造とその特質を考察している。

第12章、作本論稿「ブラジル環境法制度」は、ブラジル国家環境システムの法体系を明らかにし、環境保護、規制手段の特徴および法的問題の検討を行っている。

第13章、二宮正人、ロリン共同論稿「メルコスルと新国際秩序」は、ブラジルが加盟する地域共同市場協定メルコスルが、国際、地域経済秩序の形成に大きな影響をもたらすとの観点から、その法的枠組、実施過程および問題点を分析している。

第14章、ファリーア論稿「ブラジルの社会・経済発展における裁判所と裁判官の役割」は、ブラジルの裁判所および裁判官の役割を政治、経済、社会変動過程においてとらえ、同国の法律、裁判所制度の伝統と役割を批判的に考察している。

第15章、ハナダ論稿「ブラジルの民衆訴訟と公共民事訴訟」は、ブラジル社会において近年重要性をもちつつある、集団的利益の保護を目的とした「公益訴訟」システムを取り上げ、民衆訴訟と公共民事訴訟の法構造およびその特徴を解明している。

第16章、コマツ論稿「ブラジルにおける裁判へのアクセス」は、ブラジルにおける裁判へのアクセスの保障を比較法、国内法の観点から分析し、現代におけるその実質的保障の意義と社会的障害要因を分析している。

第17章、奥山論稿「ブラジルの社会発展と家族関係法」は、ブラジルの開発過程における国家の家族政策、子どもの権利保護と社会現実を考察し、さらに家族財産制度の法的問題を分析している。

第18章、今泉論稿「ブラジル・インディオの法的保護」は、開発過程における先住民の保護を、国家法と民族集団の自治法の関係に着目し、インディオ関連立法の生成、その法的枠組および憲法上の地位と問題を考察している。

第19章、福嶋論稿「メルコスルを取り巻く経済・法・社会の内外環境」は、同国の経済社会発展過程における国家間の関係が、市郡レベルで機構改革、

経済社会開発ネット・ワーク形成を通じて、どのように変容していく可能性を秘めているかを考察している。

本書は、1992年度に設置された「ブラジルの経済社会変動と法体制の構築」調査委員会の成果である。この委員会のメンバーは以下のとおりである。

主査：矢谷 通朗（アジア経済研究所経済協力調査室副主任調査研究員）

委員：佐藤 文夫（成城大学法学部教授）

中川 和彦（成城大学法学部教授）

鈴木 康二（日本輸出入銀行海外投資研究所主任研究員）

作本 直行（アジア経済研究所経済協力調査室副主任調査研究員）

奥山 恵子（帝京大学文学部助教授）

今泉 慎也（アジア経済研究所経済協力調査室）

福嶋 正徳（拓殖大学政経学部教授）

<敬称略、執筆順>

本委員会調査課題の実施にあたっては、伯日比較法研究所（所長カズオ・ワタナベ、サンパウロ大学法学部博士教授）および同メンバーと海外共同研究を行った。ワタナベ教授には、多忙の中、ブラジル側での研究活動の組織および報告書のとりまとめに多大のご協力を頂き、一方ならぬお世話を頂いた。またクリスチーヌ・サンチニ・ムリエル氏（サンパウロ州第一審裁判所判事）、マルセロ・アントニオ・ムリエル氏（ブラジル国弁護士）には、別途、執筆参加を頂いた。さらに、上記の海外共同研究にあたっては、本委員会の参加者であり、伯日比較法研究所と交流を維持している日伯比較法研究会会长の中川和彦教授に多くの助言を頂いた。ここに感謝の意を表したい。

伯日比較法研究所との海外共同研究にもとづく成果は、それぞれ、江崎方教氏の協力を得て、主査矢谷と伯日比較法研究所の二宮正人氏がポルトガル語の全訳作業および論文の全体調整を行った。この翻訳・調整作業は、出版

準備期間と遠隔地ブラジルとの通信事情の制約の中で、二宮氏の度々の訪日時に多くのご協力を得て終えることができた。心から御礼を申し上げる。さらに、ムリエル両氏の共同論文は、別途、矢谷が翻訳を行った。もとより上記の翻訳については共同翻訳者および個人にすべての責任がある。

なお、本委員会はこの海外共同研究を通じて、ブラジル法の理解のための基礎資料として『ブラジル法要説－法令・判例へのアプローチ』（二宮正人・矢谷通朗共編、アジア経済研究所、1993年11月刊）をすでに取りまとめている。本報告書と併せてご利用頂ければ幸いである。

最後に、研究会の実施にあたり、現地調査やヒアリング、資料収集等で内外の関係者から多大の協力を得た。Silvio H. Yanagawa（米州開発銀行・弁護士）、Gonzalo Biggs（同）、Washington Peluso Albino de Souza（ミナスジェライス連邦大学法学部教授）、Sidnei Agostinho Beneti（サンパウロ州裁判官研修所教官・第一民事控訴裁判所判事）、José Martins Pinheiro Neto（ブラジル国弁護士）、大原毅（同，在サンパウロ日本国総領事館法律顧問）、Fernando Nabais da Furriela（同）、Samuel M. Yoshida（同）、Morinobu Hijo（同）、平栗ソフィア（アメリカン大学、在ワシントン）、青木エリカ（同）、藤井・イレーネ・倫子（ポルトガル貿易振興庁）、Carlos M. Correa（ブエノスアイレス大学教授）、Roman Guillermo Rauregui（アルゼンチン国弁護士）の方々に記して感謝したい。

1993年11月

「ブラジルの経済社会変動と法体制の構築」調査委員会  
主査：矢谷 通朗